

令和元年春部内とりまとめ	令和元年7月国要望	令和元年12月国要望
<p>1 UPZ外の地域の防災体制の充実・強化</p> <p>①事前対策の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針では、UPZ外の地域において、緊急時には屋内退避や一時移転、安定ヨウ素剤の服用の可能性が示されている。広く国民の安心・安全を確保する観点から、資機材を整備する自治体への支援、資機材を保有する道府県による広域的な支援体制の構築、国による全国各ブロックへの拠点配備など、UPZ外の地域における防護措置の実施に必要な資機材の確保・実施体制の構築等、事前対策の充実・強化を図ること。 <p>② 所要の財源措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> UPZ外の地域において、きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講ずる対策について、所要の財源措置を行うこと。 <p>③ 安定ヨウ素剤配布体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 国においてUPZ外住民の避難に備えた安定ヨウ素剤の備蓄の方針が示されたところであるが、その際想定される多数の配布対象者に対し、配布時説明や問診等が迅速・円滑に行えるようため配布時間の検証と、それに基づく医療専門職等の確保に関する関係団体への協力要請等の体制整備を国が主体的に行うこと。 <p>④ 廃止措置中の発電用原子炉に対する情報共有体制の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月の原災法施行令改正により本県は、原子炉廃止措置研究開発センターの関係周辺道府県から外れたが、引き続き住民の安心を確保するための必要な取組みを推進するため、法定でなくなったとしても、本県に対し、同施設に関する緊急時の通報や、平常時からの詳細な報告を実施するよう、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、国から継続して指導すること。 <p>2 原子力防災対策の充実・強化</p> <p>①大気拡散計算の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護措置を実施する際の自治体による大気拡散計算の活用について、国が具体的な活用方法を早急に示すこと。 <p>②屋内退避の検証と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針では、事故の状況により、UPZ及び必要に応じてそれ以上の周辺地域において屋内退避を実施するとしているが、平成28年熊本地震のように大きな地震が続いたり、余震が相次ぐ場合には、倒壊する恐れのある家屋での屋内退避は危険であることから、こうした場合の屋内退避について、早急に見直しを行い、具体的な実施方針を示すこと。 屋内退避中における、家屋倒壊の危険性に伴う屋外避難について、個別の住民にその判断を求めるのではなく、指示を出した国が責任を持って住民を守るための措置を講ずること 長時間ブルームが外に存在した場合にはその影響を受ける可能性があるため、こうした場合の屋内退避の有効性について、更に検証を行うこと。 <p>③円滑な避難を行うための支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるように、避難先となる病院、社会福祉施設等の確保や、必要な車両、資機材、医療従事者等の確保を支援する体制を整備すること。 避難住民や避難車両等に対する避難退域時検査・除染を迅速かつ確実に行えるように、必要な要員、資機材等の確保を支援する体制を整備すること。 <p>④緊急時モニタリングの具体的な実施方法の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> UPZ外の地域においては、国が走行サーベイや航空機モニタリングを実施するとしているが、その具体的な実施方法が示されていないことから、これを明示すること。 原子力災害対策指針において継続検討事項とされている中期モニタリング及び復旧期モニタリングのあり方について早急に示すこと。 <p>3 原子力施設の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転開始から40年を超えた関西電力美浜発電所3号機の安全性について、厳格な確認を行うとともに、国民や地元自治体に分かりやすく説明すること。 <p>4 再稼働の判断に当たっての丁寧な説明と手続きのルール化</p> <ul style="list-style-type: none"> 再稼働に当たっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等について、国民全体に丁寧に説明すること。 原発の再稼働は、地域防災と密接に関連する事項であり、近隣自治体を含めた事前了解等、再稼働に係る一連の手続きを早急に明確化、ルール化すること。 	<p>1 UPZ外の地域の防災体制の充実・強化</p> <p>広く国民の安心・安全を確保する観点から、資機材を整備する自治体への支援、資機材を保有する道府県による広域的な支援体制の構築、国による全国各ブロックへの拠点配備など、UPZ外の地域における防護措置の実施に必要な資機材の確保・実施体制の構築等、事前対策の充実・強化を図ること。</p> <p>②所要の財源措置</p> <ul style="list-style-type: none"> →継続 <p>③ 安定ヨウ素剤配布体制の整備</p> <p>国においてUPZ外住民の避難に備えて備蓄している安定ヨウ素剤の、<u>原子力災害時における配布</u>について、配布時説明や問診等が迅速・円滑に行えるよう、配布時間の検証と、それに基づく医療専門職等の確保に関する関係団体への協力要請等の体制整備を国が主体的に行うこと。</p> <p>④ 廃止措置中の発電用原子炉に対する情報共有体制の継続</p> <p>平成29年7月の原災法施行令改正により本県は、原子炉廃止措置研究開発センターの関係周辺道府県から外れたが、引き続き住民の安心を確保するため、<u>法定でなくなったとしても</u>、本県に対し、同施設に関する緊急時の通報や、平常時からの詳細な報告を実施するよう、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、国から継続して指導すること。</p> <p>2 原子力災害対策指針の充実・強化</p> <p>①大気拡散計算の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> →継続 <p>②屋内退避の検証と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年熊本地震のように大きな地震が続いたり、余震が相次ぐ場合における、倒壊する恐れのある家屋での屋内退避について、早急に見直しを行い、具体的な実施方針を示すこと。 屋内退避中における、家屋倒壊の危険性に伴う屋外避難について、個別の住民にその判断を求めるのではなく、屋内退避指示を出した国が責任を持って住民を守るための措置を講ずること 長時間ブルームが外に存在した場合における屋内退避の有効性について、更に検証を行うこと。 <p>③円滑な避難を行うための支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるように、避難先となる病院、社会福祉施設等の確保や、必要な車両、資機材、医療従事者等の確保を支援する体制を整備すること。 避難住民や避難車両等に対する避難退域時検査・除染を迅速かつ確実に行えるよう、必要な要員、資機材等の確保を支援する体制を整備すること。 <p>④緊急時モニタリングの具体的な実施方法の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> UPZ外の地域において国が実施する走行サーベイや航空機モニタリングについて、<u>具体的な実施方法を明示すること。</u> →継続 <p>3 原子力施設の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転開始から40年を超えた関西電力美浜発電所3号機の安全性について、厳格な確認を行うとともに、国民や地元自治体に分かりやすく説明すること <p>4 再稼働の判断に当たっての丁寧な説明と手続きのルール化</p> <ul style="list-style-type: none"> →継続 →継続 	<p>1 UPZ外の地域の防災体制の充実・強化</p> <p>→継続</p> <p>②所要の財源措置</p> <ul style="list-style-type: none"> →継続 <p>③ 安定ヨウ素剤配布体制の整備</p> <p>国においてUPZ外住民の避難に備えて備蓄している安定ヨウ素剤について、配布時説明や問診等が迅速・円滑に行えるよう、配布時間の検証と、それに基づく医療専門職等の確保に関する関係団体への協力要請等の体制整備を国が主体的に行うこと。</p> <p>④ 廃止措置中の発電用原子炉に対する情報共有体制の継続</p> <p>平成29年7月の原災法施行令改正により本県は、原子炉廃止措置研究開発センターの関係周辺道府県から外れたが、引き続き住民の安心を確保するため、本県に対し、同施設に関する緊急時の通報や、平常時からの詳細な報告を実施するよう、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、国から継続して指導すること。</p> <p>2 原子力災害対策指針の充実・強化</p> <p>①大気拡散計算の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> →継続 <p>②屋内退避の有効性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> →削除 (※国の防災基本計画が修正され(H30.6月)、複合災害時における防護措置に係る考え方が示されたため) →削除 (※同上) →継続 <p>③円滑な避難を行うための支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> →継続 →継続 <p>④緊急時モニタリングの具体的な実施方法の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> UPZ外の地域においては、国が走行サーベイや航空機モニタリングを実施するとしているが、その具体的な実施方法が示されていないことから、これを明示すること。 (※国に示している内容を明らかにして記載) →継続 <p>3 原子力施設の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> →継続 <p>4 再稼働の判断に当たっての丁寧な説明と手続きのルール化</p> <ul style="list-style-type: none"> →継続 →継続